

鳥取県留置施設視察委員会に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第 6 号

鳥取県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び鳥取県留置施設視察委員会条例（平成 19 年鳥取県条例第 13 号）第 6 条の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第 2 条 留置施設（以下「施設」という。）に係る留置業務を管理する者（警察署に置かれる施設にあつては警察署長。以下「留置業務管理者」という。）は、委員会の委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の会議において、施設に関する次に掲げる事項について、情報を提供するものとする。

- (1) 施設の概要
 - (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
 - (3) 施設の管理の体制
 - (4) 参観の許否の状況
 - (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
 - (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
 - (7) 法第 190 条第 1 項又は第 208 条第 1 項の規定による措置の実施状況
 - (8) 戒具及び保護室の使用状況
 - (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
 - (10) 法第 229 条第 1 項の規定による審査の申請、法第 230 条第 1 項の規定による再審査の申請、法第 231 条第 1 項又は第 232 条第 1 項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
- 2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会に対し、その状況を把握するために必要な情報を提供するものとする。
- (1) 施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合
 - (2) 委員会から施設の運営の状況について説明を求められた場合
 - (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(会議録)

第 3 条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、警察本部警務部警務課において調製し、保存する。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。